



我孫子市告示第 3 2 2 号

令和 8 年度における労務報酬下限額を定めたので、我孫子市公契約条例（平成 2 7 年条例第 1 号）第 7 条第 3 項の規定により告示する。

令和 7 年 1 1 月 4 日

我孫子市長 星 野 順一郎 印

我孫子市公契約条例第 7 条第 1 項第 2 号により定める額

労務報酬下限額	1, 1 4 0 円（1 時間当たり）
---------	---------------------